給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再口）第１００４４号

東京都大田区西六郷１－２－14－501
再生債務者　鈴木　俊之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年10月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再口）第１００５２号

東京都北区滝野川１－81－８－104
再生債務者　平山　哲也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年10月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再口）第９号

福島県郡山市田村町守山字上河原４番地の８
再生債務者　越　治雄
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年10月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月27日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２３年（再口）第２号

福島市渡利字城向69番地の４
再生債務者　須田　研一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年10月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月27日
福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２２年（再口）第２０号

高知県南国市下野田606番地の１
再生債務者　種田　俊幸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年10月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月27日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２３年（再口）第２号

山口県下関市豊田町大字浮石2860番地２
再生債務者　小野　徹二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年10月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月27日
山口地方裁判所下関支部再生係

平成２３年（再口）第２号

熊本県水俣市月浦250番地18県営月浦団地２－201
再生債務者　森崎　恵子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年10月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月27日　熊本地方裁判所八代支部

会社その他の公告

合併公告

左記組合は合併してその権利義務全部を承継して、三重くまの森林組合を新設し、甲及び乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、財産目録及び貸借対照表は、甲、乙の主たる事務所に備え置いております。
平成二十三年十一月八日
三重県熊野市井戸町三四九番地の一
（甲）熊野市森林組合
代表理事組合長　朝尾　高明
三重県熊野市紀和町板屋八一番地
（乙）紀南森林組合
代表理事組合長　芝　嘉宏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十四年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年二月二十四日
掲載頁　一二六頁（号外第三十六号）
平成二十三年十一月八日
京都市南区吉祥院宮の東町二番地
（甲）株式会社堀場製作所
代表取締役　堀場　厚
京都市南区吉祥院宮の東町二番地
（乙）株式会社ホリバアイテック
代表取締役　米田　篤司

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十三年十月二十八日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年十一月八日
鹿児島県指宿市十二町三七五五番地
（甲）財団法人岩崎芸術文化財団
理事長　岩崎　福三
東京都世田谷区北烏山七丁目一二番二〇号
（乙）財団法人岩崎育英奨学会
理事長　岩崎　福三

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしましたので公告します。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年十一月八日
名古屋市昭和区滝子町二七番二〇号
合資会社養鶏之日本社
代表社員　高橋　久

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十三年十二月十三日であり、株主総会の決議は、平成二十三年十月十一日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年十月三十一日
掲載頁　三十一頁
平成二十三年十一月八日
秋田県大仙市戸地谷字川前三六六番地１
株式会社シーグ
代表取締役　佐藤　力哉

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億五千万円減少し一億円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　荘内日報
掲載の日付　平成二十三年十一月八日
掲載頁　七頁
平成二十三年十一月八日
東京都港区芝大門二丁目一〇番一二号
マグレガーゴルフジャパン株式会社
代表取締役　佐谷　聡太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十三年十一月八日
京都市右京区梅ヶ畑向ノ地町四〇番地五五
有限会社ビトウィーン・カンパニー
代表取締役　小島　明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十三年十二月十三日であり、株主総会の決議は平成二十三年十月二十八日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十三年十一月八日
兵庫県姫路市家島町坊勢七二三番地
三晃海運有限会社
代表取締役　荒木　基城